

「土壌調査方法」及び「汚染土壌等の処理対策方法及び管理方法」の改訂について

土壌汚染対策における土壌調査方法等については、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）では「ガイドライン※1」により示され公開されている。同様に、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）では「土壌調査方法」及び「汚染土壌等の処理対策方法及び管理方法」を定め、告示している。

平成31年3月にガイドラインが大幅に改訂されたことを受け、土対法との整合を図るとともに、土壌汚染対策の実情を踏まえた見直しを行うため、告示を一部改正するものである。

（※1 ガイドラインとは「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」）



1 土壌汚染の概要（健康リスクと基準値について）

土壌汚染は、特定有害物質が土壌に浸透して汚染された状態であり、次の2つの基準を設定している。

【土壌含有量基準】（重金属等9物質のみ）

一生涯、汚染土壌のある土地に居住した場合※1でも、健康被害が生じるおそれのない濃度に設定

70年間、1日あたり子ども（6歳以下）200mg、
大人100mgの土壌を摂取する

【土壌溶出量基準】

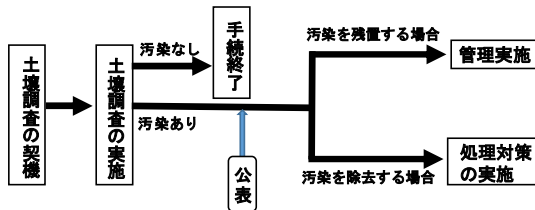
一生涯、その地下水を飲んで生活をした場合※2でも、健康被害が生じるおそれのない濃度に設定

70年間、1日2リットルの地下水を飲む

●「地下水基準」についても、同じ値に設定されている

2 土対法と市条例による土壌汚染対策の概要について

土壌調査・対策等のフロー（土対法・市条例共通）



近年は管理を選択する件数が増加

汚染土壌を除去しなくても、汚染が拡散しないよう適正に管理していくことにより、市民の安全を確保できることや、工事費用の面から、近年は管理を選択する件数が増えている。

【汚染土壌の管理についての土対法と市条例の主な違いについて】

土対法	市条例
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に飲用井戸がある場合（要措置区域※2として指定した場合）のみ、汚染土壌を残留する際の措置の一つとして地下水モニタリングを規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌を残留したすべての現場に、拡散防止のため、汚染土壌等の管理（地下水モニタリング等）の規定を設けている。 ・土対法で地下水モニタリングを要しない区域（形質変更時要届出区域※3）も含めて、市条例の「汚染土壌等の管理」の対象とし、管理を充実させている。 <p>（今回の改正で変更を予定）</p>

※2 「要措置区域」：健康被害のおそれがあり、汚染の除去等の措置が必要な区域として指定される。

※3 「形質変更時要届出区域」：健康被害のおそれがなく汚染の除去等の措置を必要としないが、土地の掘削等を行う際に届出を要する区域として指定される。

【土対法の主な改正】

- 平成15年 土対法施行
- 平成22年 対象拡大「3,000m²以上の土地の形質変更を追加」
区域指定の変更「要措置区域、形質変更時要届出区域に分類」
- 平成31年 対象拡大「900m²以上へ強化（有害物質使用特定事業場）」

【市条例の主な改正】

- 平成12年 市条例施行
- 平成16年 法との整合（汚染区域の公表の追加等）
- 平成23年 汚染土壌等の管理の規定を追加

3 告示改正の概要と主な変更点

（1）土対法と市条例の整合を図るための改正

【変更点1】改訂された土対法ガイドラインと同等の内容にする

市条例に基づいて実施された土壌調査結果が将来的に土対法においても活用できるよう、土壌調査方法を土対法と同等のものとする。

（2）市条例による汚染土壌等の管理※4（地下水モニタリング）の変更

（※4 土壌調査により土壌汚染が確認され、処理対策を行わずに汚染土壌を残留する等の場合に義務が生じる）

平成23年10月施行の汚染土壌等の管理について、これまでの事例から得られた知見や土対法ガイドラインの改訂等を踏まえ、残留された土壌汚染の状況を的確に把握できる範囲内で、地下水モニタリングの調査頻度を見直す。

【変更点2】《市域共通》のモニタリング頻度の緩和

地下水モニタリングの頻度については、これまで年4回の継続を基本としていたが、土対法ガイドラインに基づくモニタリング頻度に合わせて、2年目以降の頻度を年1回に減じる。

さらに、地域の状況に応じて次のようにモニタリング頻度を見直す。

《臨海部の場合》

市条例の「汚染土壌等の管理」の規定によるこれまでの地下水モニタリングの結果から、臨海部（県東京大師横浜線以東）において、海水由来のふっ素及びほう素の地下水基準超過が確認された。このことを受け、次のとおり見直しを行う。

【変更点3】《臨海部》のふっ素、ほう素をモニタリングの対象から除外

海水由来によると考えられるため、地下水モニタリングを不要とする。

【変更点4】《臨海部》のふっ素、ほう素以外について、モニタリング頻度の変更

海水が含まれているため地下水の利用が見込めないことを考慮し、モニタリング頻度を3年に1回に変更する。

高濃度の土壌汚染が存在する場合は、高濃度の地下水汚染により、海や河川の水質に影響を及ぼすおそれがある。このような可能性がある場合は、【変更点2】の頻度により地下水モニタリングによる監視を行っていく。

《内陸部の場合》

【変更点5】《内陸部》のモニタリング頻度の緩和

地下水汚染が拡散する可能性が低いと考えられる場合に限り、モニタリング頻度を3年に1回に減じる。

4 告示の具体的な改正内容

(1) 土対法と市条例の整合を図るための改正

【変更点1】のとおり、改訂された土対法ガイドラインと同等の内容にする。

- ア 水質汚濁防止法の地下浸透規制（平成24年6月施行）を土壤調査へ反映する記載を追加
水質汚濁防止法に基づき適正な地下浸透防止措置がとられている地点について、当該措置後については土壤汚染のおそれがない土地と認める。
- イ ジクロロメタンの分解生成物が追加されたことを明確化
トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物は、土壤中で分解し他の揮発性有機化合物として生成されることがある。四塩化炭素の分解生成物として、ジクロロメタンが追加されたことを明確化する。追加されたことにより、例えば四塩化炭素の土壤調査を行う際に、ジクロロメタンの調査も行うことなどが必要となる。
- ウ 調査区画の設定方法を合理化する記載を追加
同一敷地内で新たに土壤調査を行う場合に、過去に設定した単位区画をそのまま使用できるようにするもので、過去の土壤調査結果を利用することが可能となる。

(2) 市条例による汚染土壤等の管理（地下水モニタリング）の変更

《 臨海部（県道東京大師横浜線以東）の場合 》

海や河川の水質に影響するおそれがあるか、第二溶出量基準^{※5}を超える高濃度の土壤汚染が存在するかどうかにより場合分けを行う。それぞれの場合について必要なモニタリングを確保しつつ頻度を変更する。

変更前

年4回のモニタリングを継続

- 地下水基準に適合した場合

モニタリングの終了
(モニタリング井戸は残す)

変更後

- ア 公共用水域（海・河川）の水質に影響するおそれがない場合
(第二溶出量基準を超過する汚染土壤が確認されていない場合)

- ふっ素、ほう素の汚染土壤を残留する場合

【変更点3】
モニタリング不要

- ふっ素、ほう素以外の汚染土壤を残留する場合

【変更点4】
3年に1回のモニタリングを継続
(市への報告不要)^{※6}

- イ 公共用水域（海・河川）の水質に影響するおそれがある場合
(第二溶出量基準を超過する汚染土壤が確認されている場合)

【変更点2】
年4回のモニタリングを1年間実施
2年目以降は、年1回でモニタリングを継続

※5 第二溶出量基準とは
土壤溶出量基準の10~30倍の数値であり、公共用水域（海・河川）への環境影響をはかる指標として設定されている。第二溶出量基準を超過する土壤が存在しなければ、地下水が公共用水域（海・河川）の水質に影響を及ぼすことはないと考えられる。なお、土壤溶出量基準は地下水の飲用による健康影響をはかる指標として設定されている。

※6
モニタリングの結果、地下水基準の10倍（工場の排水基準に相当）を超過した場合は、報告を要する。

参考（海水由来の地下水汚染について）



《 内陸部（県道東京大師横浜線以西）の場合 》

土対法ガイドラインのモニタリング頻度と合わせることによる緩和が基本となる。5年間連続で地下水基準に適合した場合のみ、地下水汚染が拡散する可能性が低いと考え、さらに緩和を行う。

変更前

年4回のモニタリングを継続

- 地下水基準に適合した場合

年2回のモニタリングを継続

変更後

【変更点2】
年4回のモニタリングを1年間実施
2年目以降は、年1回でモニタリングを継続

- 5年間連続で地下水基準に適合した場合

【変更点5】
3年に1回のモニタリングを継続^{※7}

※7
ただし、第二溶出量基準を超える土壤汚染が確認されている場合は、地下水汚染が拡散する可能性があるため、【変更点5】のさらなる緩和の対象から除くこととする。

5 告示改正年月日

- 令和2年4月1日 「土壤調査方法」及び「汚染土壤等の処理対策方法及び管理方法」改訂（告示）